

「不当な差別」、「人権侵害行為」、「人権問題」の事例等について

不当な差別—不当な差別的取扱い

【考え方の参考となるもの】

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（抜粋）

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。（……）。

○国会答弁

一般論といたしまして、差別的取り扱いにつきましては、合理的区別か否かで差別か否かを判断いたします。

（第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第21号（平成17年6月30日）南野千恵子法務大臣答弁）

【裁判例】

○性的指向に係る不当な差別的取扱いに関するもの

平成9年9月16日 東京高等裁判所判決

（事案の概要）

同性愛者相互のネットワークづくりや同性愛者に対する偏見等の解消等を目的とする団体X（原告・被控訴人）は、地方公共団体である東京都（被告・控訴人）が設置及び管理する青年の家にて宿泊し合宿を行った。青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図る目的で設置された教育施設であり、想定されている利用対象者は小学生から25歳ころまでが過半数を占めるおおむね6名以上で構成される団体であった。また、宿泊は全て相部屋の団体宿泊であり、男女は別室で宿泊とすることなどが原則とされていた。

宿泊期間中、Xのメンバーが、青年の家にて開催されたリーダー会の場で、Xが同性愛者の団体であることを告げたところ、他の宿泊団体のメンバーの一部から嫌がらせを受けた。そのため、Xの代表らが、青年の家の所長Aと話し合いの機会を設け今後の対策を求めた。しかし、席上にてAは、同性愛者が他の青少年に正しい影響を与えないなどと述べ、さらには、今後のXの利用を断る旨を告げた。その後、Xの代理人弁護士が東京都教育長課長Bと電話で話した際も、Bは同性愛者が与える影響についてAと同様の見解を述べた。

その後、Xは新たに宿泊の申込みをしたものの、Aは申請を受理せず、東京都教育委員会もまたXの宿泊を認めることが、青年の家条例8条1号が定める「秩序を乱すおそれがあると認めるとき」及び同条2号の「管理上支障があると認めるとき」に当たるとして承認を拒否した。そこでXは、本件処分が違憲、違法であるとして、東京都に対し国家賠償法に基づく損害賠償を求めた。

東京都は、性行為に及び可能性のあるXの宿泊は青年の家の設置趣旨に反することや、他の青少年の健全な育成にとって有害であることなどを主張した。

（裁判所の判断）

「都教育委員会が、青年の家利用の承認不承認にあたって男女別室宿泊の原則を考慮することは相当であるとしても、右は、異性愛者を前提とする社会的慣習であり、同性愛者の使用申込に対しては、同性愛者の特殊性、すなわち右原則をそのまま適用した場合の重大な不利益に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及ぶ可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであって、その際には、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した形跡も窺えないのである。したがって、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、（……）違法なものというべきである。」

「一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべき

であって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである」。

（白水隆「同性愛者に対する公共施設宿泊拒否—東京都青年の家事件」『憲法判例百選 I [第7版]』）

○外国人差別に係る不当な差別的取扱いに関するもの

平成 14 年 11 月 11 日 札幌地方裁判所判決（最高裁で確定）

（事案の概要）

被告 A が経営する小樽市の公衆浴場 O では、開業当初は外国人の利用を全く制限していなかったが、ロシア人船員らが来店し、土足で店内に入場する、浴室に酒を持ち込み、飲酒しながら大声で騒ぐなどの迷惑行為をすることが多く、他の利用者からの苦情が相次いだ。苦情を受けた場合、従業員が注意をするが、言葉が通じないため十分な意思伝達ができないことが多かった。

また、被告 A のグループ企業が経営していたサウナ風呂では、ロシア人と思われるグループが来店し、O で行われていたような迷惑行為を行うことが多かったため、利用者が減少し、結局廃業を余儀なくされた。

これらの経緯を踏まえて、被告 A は、外国人利用者を受け入れることによって O が経営難に陥る危険性が極めて高いと判断し、当分の間、O において外国人の利用を拒否するとの方針を決めた。

ドイツ国籍を有する原告 B 及びアメリカ国籍を有する原告 J は、家族等とともに、O を訪ねた。その入口には「外国人の方の入場をお断りします。JAPANESE ONLY」という張り紙が掲示されていたが、原告 B 及び原告 J が O に入場して入浴しようとしたところ、被告 A の従業員から、外国人であることを理由として入浴を拒否された。

その後日本国籍を取得した原告 J は、再び O を訪ね、自身が日本国籍を取得した旨を被告 A の従業員に伝えて入浴を希望したが、同従業員から、外見上は外国人であることに変わりはないとして入浴を拒否された。

ほぼ同時期に O を訪ね、入浴しようとした原告 H も、被告 A の従業員から、外国人であることを理由として入浴を拒否された。

原告らは、以上のような入浴拒否は憲法 14 条 1 項や人種差別撤廃条約等に反する違法な人種差別であり、これにより人格権や名誉を侵害されたとして、被告 A に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めるなどした。

（裁判所の判断）

「本件入浴拒否は、O の入口には外国人の入浴を拒否する旨の張り紙が掲示されていたことからして、国籍による区別のようにも見えるが、外見上国籍の区別ができない場合もあることや、(……)、日本国籍を取得した原告 J が拒否されていることからすれば、実質的には、日本国籍の有無という国籍による区別ではなく、外見が外国人にみえるという、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法 14 条 1 項、国際人権 B 規約 26 条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたるというべきであ

る。」

「ところで、被告Aには、Oに関して、財産権の保障に基づく営業の自由が認められている。しかし、Oは、(……)、公衆衛生の維持向上に資するものであって、公共性を有するものといえる。(……)、公衆浴場である限り、希望する者は、国籍、人種を問わず、その利用が認められるべきである。もっとも、公衆浴場といえども、他の利用者に迷惑をかける利用者に対しては、利用を拒否し、退場を求めることが許されるのは当然である。したがって、被告Aは、入浴マナーに従わない者に対しては、入浴マナーを指導し、それでも入浴マナーを守らない場合は、(……) 警察等の協力を要請するなどして、マナー違反者を退場させるべきであり、また、入場前から酒に酔っている者の入場や酒類を携帯しての入場を断るべきであった。(……) その実行が容易でない場合があるからといって、安易にすべての外国人の利用を一律に拒否するのは明らかに合理性を欠くものというべきである。」

「したがって、外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であって、社会的に許容しうる限度を超えているものといえるから、違法であって不法行為にあたる。」

(最高裁判所ウェブサイト「下級裁判所裁判例速報」)

不当な差別—不当な差別的言動

【考え方の参考となるもの】

○法務省「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」(依命通知)

1 「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」における「不当な差別的言動」の解釈

「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」(平成16年10月22日付け法務省権調第604号当職通知。以下「処理要領」という。)第1の3は、インターネット上の人権侵害情報の類型として「不当な差別的言動」を掲げ、「特定の者」に対する不当な差別的言動を削除要請等の救済措置の対象としている。

ところで、不当な差別的言動は、集団や不特定多数の者(以下「集団等」という。)に向けられたものが少なくないところ、これら集団等に対する差別的言動については、従前、処理要領第1の3が規定する「特定の者」に対するものとはいえないとして、調査・救済措置をとることを差し控えた例が多かったのではないと思われる。

しかし、処理要領第1の3が削除要請等の救済措置の対象となる要件として「特定の者」と規定した趣旨は、削除要請等の救済措置をとるためには、その前提として救済の対象となる個人の人権が侵害されていること(又はそのおそれがあること)が必要であるという当然の理を明らかにしたに過ぎない。したがって、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている(又はそのおそれがある)と認められるのであれば、やはり救済を必要とする「特定の者」に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる。事件の具体的内容にもよるが、これらの要件の有無を的確に判断し、必要に応じ、適正に手続を進めることとされたい。

なお、上記②の「その集団に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）」の要件の具体的当てはめについては、下記2の考え方を参考にされたい。

2 「その集団に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている」の判断の在り方

人権侵犯事件として救済措置をとるためには、その前提として救済の対象となる自然人の人権が侵害されていること（又はそのおそれがあること）が必要であるため、集団等に対する差別的言動の場合も、当該集団等に属する自然人が当該差別的言動により救済が必要な精神的苦痛等を受けたこと（又はそのおそれがあること）が必要となる。自然人の受けた精神的苦痛等を問題とする以上、その認定の在り方は、差別的言動が集団等に向けられた場合と特定の自然人に向けられた場合とで異なるところはないので、「当該差別的言動は、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであった」といえるか否かを社会通念に照らして客観的に判断するほかなく、また、それをもって足りるというべきである。

したがって、必ずしも当該集団等に属する者からその者が受けた精神的苦痛等の有無・程度を聴取する必要はなく、また、そもそも当該集団等に属する者から救済の申立てを受ける必要もない。上記判断の適正さを担保するため、その集団等に属する者から意見を聴取することは望ましいものの、それは不可欠なものとして位置づけるべきではなく、また聴取した場合であっても、その供述内容に拘束されることなく、当該差別的言動が、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであったといえるか否かを、社会通念に照らして客観的に判断されたい。

その際、差別的言動の対象とされた当該集団等の規模等にも留意する必要がある。すなわち、例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないかと思われる。

○国会答弁

差別表現につきましては、その対象者が特定されている場合には人権侵害に当たる場合がありますが、特定されない場合には、原則として人権侵害には当たらないと考えます。もっとも、表現としては一般的な体裁をとっていても、対象者が事実上特定される場合には、特定個人に対する人権侵害となり得る場合があります。

（第162回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会議録第21号（平成17年6月30日）南野千恵子法務大臣答弁）

差別的言動とは、特定の者に対して、性別や障害等の属性を理由として、侮辱、嫌がらせ、脅迫等の差別的な言動をすることをいい、特定の者に対する人権侵害に当たる行為である。

（第180回国会衆議院法務委員会議録第3号（平成24年3月16日）小川敏夫法務大臣答弁）

【裁判例】

○部落差別に係る不当な差別的言動に関するもの

平成 24 年 6 月 25 日 奈良地方裁判所判決

（事案の概要）

原告 S が運営する水平社博物館は、部落問題の歴史を紹介する施設であり、当時、「コリアと日本『韓国併合』から 100 年」と題する特別展示が行われていた。

このことを知った団体 Z 会の一員が抗議をする必要があると考え、水平社博物館前で以下のような発言を執拗に繰り返した。そして、その内容は同僚によって動画撮影され、YouTube にも投稿された。

「なぜここでこうやってマイクを以て叫んでいるかといいますと、この目の前にある穢多博物館ですか、非人博物館ですか、水平社博物館ですか、なんかねえ、よく分からんこの博物館」

「慰安婦イコール性奴隷といているんですよ、こいつらはバカタレ。文句あるんだったら出てこい、穢多ども」

これらの発言者に対し、S が損害賠償を求める訴訟を提起した。

（裁判所の判断）

「穢多・非人が不当な差別文言であることは公知の事実であり、上記発言は水平社博物館に対する名誉毀損にあたる。被告の言動は水平社博物館の設立目的及び活動状況等を否定するものであり、生じた損害は相当大きなものであると言わざるをえない。」

（部落解放・人権研究所編『人権侵害にかかわる差別事例判例集』（部落解放・人権研究所、令和 2 年））

○外国人差別に係る不当な差別的言動に関するもの

平成 25 年 10 月 7 日 京都地方裁判所判決（最高裁で確定）

（事案の概要）

原告である K 学園は、京都市内においていわゆる朝鮮学校に該当する初級学校（以下「本件学校」という。）を設置・運営していた。本件学校は、日本の小学校に相当する施設と日本の幼稚園に相当する施設を有しており、朝鮮語を用いた指導が行われ、朝鮮半島・朝鮮民族の歴史及び文化を学習させるほか、国語（朝鮮語）、日本語、算数、理科、社会等の授業が行われている。

本件学校は自前の校庭がなかったため、昭和 35 年の移転以来、京都市が管理する隣接の公園を、都市公園法上必要となる届出や許可申請を行わずに、体育の授業や運動会、式典等に利用してきており、同公園にサッカーゴールや朝礼台、スピーカーを設置してきた。平成 21 年、同公園の一部を施行区域とする工事の着手や近隣住民からの苦情をきっかけとして、京都市は本件学校に対して、サッカーゴール等の撤去や

催しの際の公園使用許可申請を指導するようになった。

「在日問題を広く一般に提起し、在日を特権的に扱う、いわゆる在日特権を無くすこと」を目的とする団体であるZ会等の被告らは、本件学校の近隣住民と称する者からメールでこうした事実を知り、本件学校に対して計3回の示威活動及びそれぞれの様子を撮影した映像の動画サイトでの公開を行った。

例えば、1回目の示威活動では、被告Z会の会員らは、幼稚班を除くほぼ全ての児童が本件学校内にいる中、本件学校の南門前に公園内のサッカーゴール等を移動させて、拡声器を用い、又は大声で以下のような発言（一部抜粋）を行い、この様子を間近でビデオカメラで撮影し、公開した。

「日本の先祖からの土地を返せ」

「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」

「こいつら密入国の子孫」

「朝鮮学校を日本からたたき出せ」

「約束というのはな、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人とでは約束は成立しません」

「日本に住ましてやってんねん。な。法律守れ」

原告K学園は、これらの示威活動や映像公開が不法行為に該当するとして、損害賠償を請求するなどした。

（裁判所の判断）

「示威活動①を発端としてなされた本件活動が、全体として在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下に行われたことは、前記認定の事実経過に照らして、明らかである。」

示威活動における「発言は、いずれも下品かつ侮辱的であるが、それだけでなく在日朝鮮人が日本社会において日本人や他の外国人と平等の立場で生活することを妨害しようとする発言であり、在日朝鮮人に対する差別的発言とあって差し支えない。」

「本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、いずれも、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当するものといえるから、全体として

「したがって、本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、民法709条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びているということになる。」

（中村英樹「人種差別的示威活動と人種差別撤廃条約」『北九州市立大学法政論集』第42巻第1号（平成26年））

人権侵害行為—全般

【考え方の参考となるもの】

○人権委員会設置法案（第 181 回国会閣法第 7 号）

（人権擁護の基本原則）

第二条 何人も、特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

2 （略）

○人権委員会設置法案における「人権侵害行為」の政府解釈

「人権侵害行為」は、人権を「違法に」侵害する行為、すなわち違法行為であり、具体的には、憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為がこれに当たることとなります。

（法務省ウェブサイト）

○国会答弁

集団に対します表現、これが人権侵害に当たると言えるためには被害者が特定されることが必要であり、単に、例えばどこそこ県民のような表現を用いたのみでは対象が余りにも漠然としていることから、原則として人権侵害には当たらないと考えております。

ただし、集団が比較的小さく、かつ、集団に属する人々を特定することができる場合には、その集団に属する人に対する人権侵害となり得る場合があると考えております。

（第 162 回国会衆議院法務委員会議録第 26 号（平成 17 年 7 月 12 日）南野千恵子法務大臣答弁）

どのような行為が人権侵害に当たるのかということにつきましては、具体的な事案に即して判断されるべき事柄でございますので、一概にお答えすることは困難と言わざるを得ませんが、一般的に申し上げれば、人がその固有の尊厳に基づいて当然に有する権利を損なう行為が人権侵害行為であり、差別であるとか虐待であるとか、あるいはいじめが一般的にはこれに該当するものと考えております。

（第 200 回国会衆議院法務委員会議録第 2 号（令和元年 10 月 23 日）菊池浩政府参考人答弁）

人権侵害行為—人種等の属性に関する情報収集等

【考え方の参考となるもの】

○鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例

(人権侵害の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人種等を理由として行う不当な差別的取扱い又は差別的言動

(2)～(4) (略)

(5) 人の依頼を受け、報酬を得て、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを収集する行為

(6)～(8) (略)

○福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(県民及び事業者の責務)

第十条 (略)

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査(以下「調査」という。)を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

※ 類似の規定を設ける4府県の条例も同趣旨の表現を用いている

※ ただし、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例では、「部落差別の禁止」として、「結婚及び就職に際しての身元の調査」を禁止している(第3条第2項)。

○国会答弁

法務省の人権擁護機関では、結婚とか就職に際しまして身元調査が行われた疑いがある場合には、事実を詳細に調査した上で、その結果を総合的に判断して、身元調査が差別を意識した場合はもとよりのことですが、差別を意識しないものであってもその調査事項や方法から見て差別につながるおそれのある身元調査は許されないとの立場から、再発防止や基本的人権の尊重について正しい理解を深めるよう勧告等を行うなどの措置を講じてまいっております。

なお、人権擁護機関は、就職、結婚差別等の人権侵害事件を未然に防止する観点から、そのような身元調査を行わないように企業及び興信業者に対しまして度々啓発してまいったところでございます。

(第164回国会参議院行政監視委員会会議録第3号(平成18年4月10日)杉浦正健法務大臣答弁)

【裁判例】

○無断の HIV 抗体検査に関するもの

平成 15 年 5 月 28 日 東京地方裁判所判決

（事案の概要）

原告 A は、警視庁警察官採用試験 I 類に合格し、警察学校への入校手続を完了し、警視庁警察官に採用された。警察学校は、原告 A について、精密身体検査の一環として血液検査を行い、HIV 抗体検査も行ったが、そのことは明示的に説明されなかった。

警察学校は、警察病院に検査を依頼し、警察病院は、原告の抗体検査結果が陽性であることを警察学校に報告した。

原告 A は辞職を勧奨されたため辞職したが、東京都等に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、又は不法行為が成立しているとして慰謝料を請求した。

（裁判所の判断）

「HIV 感染症に関しては、(……) 現在に至るまで、(……) 認定したような病態や感染の経路等について社会一般の理解が十分であるとはいえず、誤った理解に基づく HIV 感染者に対する偏見がなお根深く残っていることは、いわば公知の事実¹に属する。」

「そのような状況下において、個人が HIV に感染しているという事実は、一般人の感受性を基準として、他者に知られたくない私的事柄に属するものといえ、人権保護の見地から、本人の意思に反してその情報を取得することは、原則として、個人のプライバシーを侵害する違法な行為というべきである。」

「採用時における HIV 抗体検査は、その目的ないし必要性という観点から、これを実施することに客観的かつ合理的な必要性が認められ、かつ、検査を受ける者本人の承諾がある場合に限り、正当な行為として違法性が阻却されるというべきである。」

「本件においては、第 1 回の血液検査の際も第 2 回の血液検査の際も、原告の同意もなく、その合理的必要性も認められないので違法である。警視庁職員の原告の辞職に際しての対応も、原告の健康状態や就労能力について不正確な情報を伝え、退職は不可避であるかのように誘導等して、原告の自由な意思を抑制して辞職に導いたもので違法。警察学校は、HIV 抗体検査を行うにあたり、実施及び結果通知に関して、原告の同意の有無の確認を一切行わず、医療機関に求められるべき留意事項に顧慮することなく、漫然と検査を実施し、その結果を警視庁に伝えたものであるから、原告のプライバシーを侵害する不法行為にあたる。」

(部落解放・人権研究所編『人権侵害にかかわる差別事例判例集』(部落解放・人権研究所、令和 2 年))

○被差別部落に係る身元調査に関するもの

昭和 48 年 4 月 3 日 東京地方裁判所判決 (最高裁で確定)

（事案の概要）

原告 X は A と知り合い、親しく交際を続けるうちやがて婚約し、結婚式の日取りを取り決め、A は原告に結納金等を交付した。

個人の身元調査報告等を営業目的とする株式会社である被告 Y は、A の両親から X

の身元調査を依頼され、これを承諾した。そこで、Yの社員BはXの身元調査を行い、その結果、結婚調査報告書を作成して、Aの両親に送付したが、その報告書の血統および家柄欄には「同家が所在する地域は住時から特殊部落として一般から敬遠されているが、本人方は同部落の中心地に代々居住しており、種族平等の現在これを云々することには疑問はあるが、家柄としてはやや考慮の余地があるものと思われる。」と記載されていた。

Aとその両親は、当該報告書にXが部落出身者である旨記載されていることを知ると、XとAとの婚約を破棄すべきであるとの結論に達し、Aの父親がXに対し当該報告書を手交して婚約破棄をほのめかし、さらにその翌日、Xの両親あてに手紙で婚約破棄を通告した。

Xは、当該調査報告の事実を知り、Yの社員Bがした当該調査報告の行為はXの名誉を毀損することを知りながら、これをなしたものであり、さらにその行為は、原告に対し「生まれ」による人格的差別をし、賤視した違法な行為であることは明らかであり、精神的苦痛を受けたとして、不法行為をしたBの使用者であるYに対し、慰謝料の請求を行った。

（裁判所の判断）

「営業の自由は絶対無制限な自由ではなく、その業務が憲法 14 条によって保障される法の平等に反してまでも行うことは許されない。この理は、たとえ個人の家柄血統などの身元調査を営業目的とする法人が、その身元を調査し、その結果を依頼者に報告する営業行為であっても、（……）右報告行為によって人の名誉を毀損したときは不法行為を構成すると解すべきである。そして、憲法 14 条によれば、すべて国民は法の下に平等であって社会的身分によって差別されないが、同条の社会的身分によって差別されないとは、人は生まれながらにして、すなわち人の出生という事実だけによって決定される社会的な地位または身分によっては、人の社会生活において均等でない取扱をうけることがないことを意味するから、身元調査を営業目的とする法人が結婚に関する身元調査の報告をする場合において、部落出身を理由として他の者と区別した報告をすることは、社会的身分による差別であり、これを是認することは、法適用の一場合である裁判においては法を不平等に適用することになり、許されないものと解すべきである。」

「これを本件についてみるに、前示認定の事実によれば、本件身元調査に関する報告行為は、広く社会一般に流布するものではないが、たとえその内容において事実であったとしても、原告の結婚についての機会均等を奪い、社会的身分による差別的取扱をしたものであり、右報告行為により原告の名誉が毀損したものと認めるのが相当である。」

（部落解放研究所編『戦後部落問題関係判例〔資料編〕』（部落解放研究所、平成 7 年））

人権侵害行為—人種等の属性に関する暴露

【裁判例】

○HIV 感染の暴露に関するもの

平成 7 年 3 月 30 日 東京地方裁判所判決

（事案の概要）

被告 A 社と、同社のタイの現地法人である被告 B 社への派遣労働を内容とする雇用契約を締結した原告 X が、タイへ渡航した。渡航直後、X は B 社の指示により、就労ビザを取得するために、バンコク市内にある病院で健康診断を受けたが、同病院の医師が X に無断で HIV 抗体検査も行った。

その後、この医師が B 社の代表取締役 C に対し、X の陽性を告げ、C は X に無断で A 社にその事実を連絡した。連絡を受けた A 社は、X に帰国命令を出し、X が帰国したところ、A 社代表取締役は HIV 感染を告げ、再度抗体検査を受けるよう指示したが、その検査結果が判明する前に原告を解雇した。

X は、被告 A 社には、解雇権の濫用で解雇が無効であること、非人道的な方法で感染告知したことは不法行為に該当する、また、被告 B 社と C に対しては、原告に感染事実を伝えたこと、秘書が原告の当該検査結果が記載された通知書を社内に放置させたこと、他の従業員に感染事実を開示したことが不法行為に当たると主張して慰謝料請求を行った。

（裁判所の判断）

「使用者は被用者に対し、雇用契約上の付随事務として被用者の職場における健康に配慮すべき義務を負っているから、使用者が疾病に罹患した被用者にこの疾病を告知することは、特段の事情のない限り、許されるし、場合によってはすべき義務があるが、右特段の事情がある場合には、使用者の右告知は許されないし、この告知をすることが著しく社会的相当性の範囲を逸脱するような場合には、この告知は違法となり、これをした使用者は当該被用者に対し人格権侵害の不法行為責任を負うべきものと解する。」

「これを本件について検討すると、(……) HIV 感染者に HIV に感染していることを告知するに相応しいのは、その者の治療に携わった医療者に限られるべきであり、したがって、右告知については、前述した使用者が被用者に対し告知してはならない特段の事情がある場合に該当すると言える。」

「そうすると、A 社社長が原告に対して原告が HIV に感染していることを告知したこと自体許されなかったのであり、前記認定のこの告知及びこの後の経緯に鑑みると、この告知の方法・態様も著しく社会的相当性の範囲を逸脱しているというべきである。」

「使用者が被用者の HIV 感染を理由に解雇するなどということは到底許されることではなく、著しく社会的相当性の範囲を逸脱した違法行為であるというべきであるから、本件解雇は、被告 A 社の原告に対する不法行為となる。」

「使用者といえども被用者のプライバシーに属する事柄については、これを侵すことは許されず、(……) これをみだりに第三者に漏洩することはプライバシーの侵害

として違法となるというべきである。」

(部落解放・人権研究所編『人権侵害にかかわる差別事例判例集』(部落解放・人権研究所、令和2年))

○被差別部落の出身であることの暴露に関するもの

平成27年10月5日 大阪地方裁判所判決

(事案の概要)

被告Bは、その発行、販売する週刊誌「週刊X」に「血の雨が降る「大阪決戦」！「同和」「暴力団」の渦に呑まれた独裁者「原告A」出生の秘密」と題する記事を掲載した。

その記事の中には、『「あいつのオヤジは、ヤクザの元組員で、同和や」・・・ルーツを辿る」という記載があり、当時大阪府知事の地位にあった原告Aの実父であるCがいわゆる被差別部落が存在する一体で生まれ育ち、CがD組という名の暴力団の組員であったこと、その後、AがCとの死別後に転居した先も同和地区内であったという事実を記載している。

Aは、その記事の掲載により、名誉及びプライバシーを毀損、侵害されたと主張して、Bに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

(裁判所の判断)

「ある事実の公開が、原告のプライバシーを侵害すると認められるのは、当該事実が、①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られる恐れのある事実であること、②一般人の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事実であること、及び③一般の人々にいまだ知られていない事実であり、同事実の公表により当該個人が実際に不快・不安の念を覚えたことが必要となると解するのが相当である。」

「そこで検討すると、本件記事1は、原告の実父及び叔父が暴力団組員であるという事実及び原告が同和地区の出身者であるという事実を摘示するものであるところ、これらの事実は、私生活上の事実であり(上記①)、暴力団に対する今日の社会的評価や同和問題に関する歴史的経緯に鑑みれば、一般人の感受性を基準として原告の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事実(上記②)であるというべきである。」

「上記各事実は、本件雑誌販売当時、一般の人々にいまだ知られていない事実であるというべきである(上記②)。また、同事実の公表により、原告は実際に不快・不安の念を覚えたものと認められる(上記③)(……)。」

「したがって、本件記事1の掲載、販売行為は、原告のプライバシーを侵害するものと認められる。」

(最高裁判所ウェブサイト「下級裁判所裁判例速報」)

○性的指向の暴露に関するもの

令和2年11月25日 東京高等裁判所判決

(事案の概要)

同じ大学院に通うAとBがおり、Aは同性であるBに交際を申し込んだところBが断り、その後、Aが変わらぬ態度で接してくることにBが困惑し、同級生らのグループLINEに「俺もうお前がゲイであることを隠しておくの無理だ。ごめん」という投稿をしたので、Aが同性愛者であることが複数名に知られてしまった。なお、Aは同性愛者であることを家族にも隠していた。AはBによる同性愛者であることの暴露(いわゆるアウトティング)により、周囲より差別を受ける不安などから心身の不調を訴えるようになり、授業にも出られなくなっていった。Aが学校の相談室に相談したところ、性同一性障害のパンフレットを渡され、クラス替え等の支援も受けられず、校舎から転落死した。

そこで、Aの遺族が大学の安全配慮義務違反及び教育配慮義務違反を理由に大学に対し損害賠償訴訟を提起した。なお、Aの遺族はBに対する訴訟も提起したが、こちらは和解で終了している。

平成31年2月27日の東京地裁判決では、「大学側は転落死を予見できなかった」「学生は大学のハラスメント対策委員会に対し、クラス替えを希望しない決断をしていた」として「大学に安全配慮義務違反はなかった」と退け、遺族の請求は棄却された。なお、この判決においては、アウトティングが不法行為に当たるかにつき、踏み込んだ判断はされていなかった。

(裁判所の判断)

アウトティングや転落死が大学側の安全配慮義務違反により発生したとはいえ、遺族の控訴を棄却したが、アウトティング自体については、Aの人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為であるのは明らかであるとの判断を示した。

(山本真由美「大学院でのアウトティングに関する事例」『LIBRA』Vol.21 NO.1-2(東京弁護士会、令和3年))

人権問題—全般

【考え方の参考となるもの】

○三重県人権施策基本方針(第二次改定)(抜粋)

※ 特定の者が特定の者に対してする行為ではないという点で、「人権侵害行為」には該当しないと考えられる「人権問題」についての記述の抜粋

(……)さらには、世界で起きている飢餓や紛争、環境問題、民族差別などのさまざまな人権問題についても関心を高め、理解が深まるよう取り組んでいきます。

(……) 不登校や外国籍の児童・生徒への対応・支援、子どもの貧困にどのように取り組んでいくのかが課題となっています。

(……) 女性の方針決定の場への参画を推進することが必要です。

(……) 少子・高齢化に加え、核家族化等によって、家族だけで高齢者の介護を担うことが困難となる状況を受け、2000(平成12)年4月から施行された「介護保険法」のもと、介護は社会全体で支えていくことが必要となっています。

特に、認知症高齢者については、今後増加し続けると推計されており、三重県では、2015(平成27)年には約5万2千人、2025(平成37)年には約6万8千人になると見込まれています。そのため、認知症高齢者等の十分な判断能力がない人を支援するため、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業、成年後見制度の必要性が高まってきています。

(……) 外国人住民は、言語や文化の違い等から、地域住民との意思疎通や相互理解が進みにくい状況にあります。また、教育、医療、就労等生活上のさまざまな場面で課題を抱えています。

中でも、教育においては、外国人児童生徒の中に、学校に行くことができず、学ぶ権利を保障されていない状況がありますが、就学状況の把握についての取組も進められています。また、学校に行っている子どもについても、学校、教育委員会により対応はされているものの、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語習得支援や、進学や就職等、子どもの進路についての保護者への啓発が必要です。

難病は、原因不明で治療法が確立されておらず、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があります。そのため、患者に係る経済的負担が大きく、日常生活を送る上で多くの支障があり、患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。

(……) 若者が職に就けなかつたり、不安定な雇用状態に置かれたりしていること、家族や地域とのつながりが希薄になり、高齢者等の「孤立死」等の問題が起こっていること、また、さまざまな要因により、追い込まれた末に起きる自殺や残された人たちへのケアの必要性等も関連する課題です。

人権問題—人種等の属性に関する識別情報の摘示

【考え方の参考となるもの】

○人権委員会設置法案(第181回国会閣法第7号)

(人権擁護の基本原則)

第二条 何人も、特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為(以下「人権侵害行為」という。)をしてはならない。

2 何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分(出生により決定される社会的な地位をいう。)、門地、障害(身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害をいう。)、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に

対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならない。

○人権委員会設置法案における「識別情報の摘示」の政府解釈

「識別情報の摘示」(……)とは、(1)人種、社会的身分等についての共通の属性を有する不特定多数の者に対する一定の差別的取扱いを助長・誘発する目的で(目的の限定)、(2)当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を(対象情報の限定)、(3)文書の頒布・掲示その他これらに類する方法により公然と摘示する行為(対象行為の限定)をいい、目的、情報内容、行為の面から、それぞれ要件が置かれています。これらの要件を満たす行為の例として、(1)就職についての差別的取扱いを助長・誘発する目的を持って、(2)いわゆる「部落地名総鑑」等と称する書籍類を、(3)企業に頒布するというような行為が挙げられています。

(法務省ウェブサイト)

○鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例

(人権侵害の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人種等を理由として行う不当な差別的取扱い又は差別的言動

(2)～(6) (略)

(7) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為

(8) (略)

○法務省「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」(依命通知)

1 従前の取扱い

インターネット上で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について」(平成16年10月22日付け権調第604号法務局人権擁護部長、地方法務局長あて当職通知。以下「平成16年当職通知」という。)に基づき、「不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的」(以下「助長誘発目的」という。)が存する場合に削除要請等の措置の対象としているところである。

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報の中には、差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているものもあるところ、従前、この種の情報については、助長誘発目的が必ずしも明らかでないとして、削除要請等の措置の対象としないうことが多かったと思われる。

しかし、以下のとおり、部落差別の特殊性を踏まえると、このような運用は、見直す必要があると考えられる。

2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方

(1) 一般的に、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に関する識別情報を摘示するだけでは、直ちに人権侵害のおそれがあるとまでは言い難く、表現の自由として許容される場合もあり得るところである。そこで、平成16年当職通知は、助長誘発目的を要件とし、識別情報の摘示のうち人権侵害を助長・誘発するおそれが高い、すなわち違法性(注)のあるものを類型化し、そのような場合は特定人に対する人権侵害の発生の有無にかかわらず、削除要請等の措置の対象とするという方針を示したものである。

このように、助長誘発目的の要件は、識別情報の摘示のうち、違法性のあるものを類型化する機能を有するものであるが、同和地区に関する識別情報の摘示については、別段の考慮を要する。すなわち、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下での平等を基本的価値とする現行法秩序とおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。

このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る。

このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった(ある)」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

各局においては、この種の情報について、上記の考え方にに基づき、適切に立件・処理されたい。

(注) ここにいう「違法性」は、行為自体の危険性に着目したものであり、特定人の権利・利益の侵害を要しない点において、民法第709条の不法行為責任が成立する場合におけるそれとは異なる。

(2) もっとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報であっても例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない。例えば、学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合や、社会通

念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等である。

このような例外に該当するか否かについては、個別の事案ごとに実質的に判断する必要があるので、各局においては、人権侵犯事件調査処理規程第 22 条に基づく報告を行うことはもとより、立件の可否について疑義がある場合には、事前に当課宛て照会されたい。

○国会答弁

差別助長行為、識別情報の摘示とも呼びますが、これは不特定多数の者に対する行為でありまして、それ自体は人権侵害には該当しないというような行為であります(……)。

(第 180 回国会衆議院法務委員会議録第 3 号 (平成 24 年 3 月 16 日) 小川敏夫法務大臣答弁)